

公立大学法人青森公立大学非常勤講師嘱託規程

平成21年4月1日

規程第41号

改正 平成28年 6月規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「正職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号に掲げる非常勤講師の嘱託に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の期間)

第2条 非常勤講師の嘱託期間は、原則として6月以内とし、再任を妨げない。

(嘱託条件の明示)

第3条 非常勤講師の嘱託に当たっては、嘱託の期間、業務内容、報酬の額、業務の時間その他嘱託の条件を明示するものとする。

(勤務時間)

第4条 非常勤講師の業務の時間は、その担当する授業科目の開講時間とする。

(報酬)

第5条 非常勤講師の報酬は担当する授業1時間当たりの時間給とし、その額は、次に掲げる当該非常勤講師の職名の区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	学部の授業である場合	大学院の授業である場合
現に教授の職にある者又は教授相当と認められる者	10,000円	10,400円
現に准教授の職にある者又は准教授相当と認められる者	8,000円	8,300円
現に講師の職にある者又は講師相当と認められる者	6,000円	6,200円

2 前項の報酬の算定に当たっては、1時限の授業が90分のものにあつては1.5時間、60分のものにあつては1時間として計算する。

3 非常勤講師の報酬は、当該月の業務実績に応じて翌月の21日に支給する。

(費用弁償)

第6条 非常勤講師がその職務を行うために出校したとき又は旅行したときは、その職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、次の表に掲げる当該非常勤講師の職名の区分に応じ、同表に定める額とする。

区 分	旅費の額
現に教授の職にある者又は教授相当と認められる者	公立大学法人青森公立大学旅費規程（平成21年規程第84号。以下「旅費規程」という。）の規定による事務職員6級相当額
現に准教授の職にある者又は准教授相当と認められる者	旅費規程の規定による事務職員4級相当額
現に講師の職にある者又は講師相当と認められる者	旅費規程の規定による事務職員3級相当額

（退職）

第7条 非常勤講師が嘱託期間の途中で退職する場合は、法人に退職願を提出し、その承認を受けるものとする。

（嘱託の解除）

第8条 法人は、非常勤講師が正職員就業規則第62条第1項各号に掲げる事由に該当する場合は、その嘱託を解除することができる。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、非常勤講師の嘱託に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日以前に行った1種非常勤講師の非違行為は、同日以後に行ったものとみなし、当該行為についてこの規程の規定を適用する。

附 則（平成28年規程第16号）

（施行期日）

この規程は平成28年7月1日から施行する。